

警報発令時及び台風接近時における対応

(臨時休校・授業時間の短縮に関すること)

- (1) 原則として、午後4時の時点で呉市に暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪いずれかの警報が発令されている場合、**土砂災害危険情報が発令されている場合に**学校としての判断をし、臨時休校とする場合は速やかに生徒に連絡をする。
- (2) 呉市に上記の警報が発令されていることの確認は、広島地方気象台が発表する市町別警報発令情報、気象庁防災気象情報(気象庁HP)、広島県防災気象情報等による。
- (3) (1)以外の場合は平常どおりの授業とする。なお、登校の際は、十分な安全確認を行うとともに、決して無理な行動をしないようにさせる。
- (4) 登校後に警報が発令された場合は、安全を確認して、下校を早めたり、遅らせるなどの対応を取る。
- (5) 管理職が不在の場合は、教務主任等が管理職と連携を取って判断する。